

第18回甲府家庭裁判所委員会議事概要

1 日時 平成24年1月24日（火）午後2時45分から午後4時55分まで

2 場所 甲府家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

石川委員、今井委員、片山委員、金井委員（委員長）、窪田委員、中澤委員、
横森委員

（甲府家庭裁判所）

田川首席調査官、小磯首席書記官、清水次席調査官、境事務局長、濵川事務
局次長、大槻総務課長（進行役）、金子総務課課長補佐（書記）、風間庶務係
長

4 議事等

（1）新任委員の紹介

（2）本日のテーマ（子どもを巡る問題）及び進行について一別紙「意見交換等の
概要」1のとおり

（3）説明「家庭裁判所における子どもを巡る問題への対応」について一別紙「意
見交換等の概要」2のとおり

（4）意見交換－別紙「意見交換等の概要」3のとおり

5 次回委員会の期日

欠席の委員のご都合を聞いた上で、6月11日（月）、22日（金）、25日
(月)、29日（金）のいずれかで行うこととした。

(別紙)

意見交換等の概要

(発言者 ■：委員長、○：委員、□：説明者)

1 本日のテーマ及び進行について

■ 本日は、まず、今年4月に施行される民法等の一部を改正する法律の立法上のトピックスである親権停止制度の創設、離婚後の面会交流の明文化等を紹介するとともに、家庭裁判所において、子どもを巡る問題にどのように対応しているかをご説明させていただく。次に、子の親権等を巡って争いのある調停等で当事者に視聴してもらっている面会交流に関するDVDをご覧いただき、また、実際に親子の交流場面を観察する際等に利用している児童室をご覧いただきたい。その上で、子どもを巡る問題について、意見交換を行うことにしたい。

2 説明－「家庭裁判所における子どもを巡る問題への対応」について

□ (田川首席調査官) 以下の項目について、別添のスライドに基づいて、その概要を説明

- (1) 親による子の養育が不可能あるいは不適切な場合における家庭裁判所の対応
- (2) 夫婦の離婚や別居に伴う子の監護に関する問題における家庭裁判所の対応
- (3) 民法等の一部を改正する法律の概要
- (4) 家事事件手続法の概要

3 意見交換

■ それでは、離婚・別居に伴う子どもの監護の問題について意見交換したい。まずは、別居している親と子どもの間の面会交流を巡る問題についてご意見をいただきたい。別居している親との間の面会交流を重ねていくことは子の成長のために重要であると考えられており、そうした趣旨で、昨年民法の一

部が改正されている。離婚・別居という環境の下で、監護親が子どもを他方の親と面会交流させるということは、父親と母親の間に信頼関係がないと円滑に実施し難い面があり、調停・審判の場面では、面会交流をどのように進めていったらよいのかが大きな問題となっている。

- 家事調停委員をしていて感じるのは、最近、別居中の夫婦の一方から面会交流を求めてくるケースが増えているということである。以前は、夫婦の紛争の原因として夫の不貞が多かったが、最近では、妻が不貞をして子どもを連れて出てしまったため、父親である夫が面会交流を求めてくるといったケースもある。お互いに相手を攻撃する気持ちが強くなりすぎていて、子どもの気持ちに思いが至らない状態になっていることもあり、こうしたケースでは、家裁調査官から、面会交流が子の成長のために重要であることを丁寧に説明するなどして調停を進行している。子を監護している親は、子と別居している親との面会交流の必要性を頭ではわかっていても、実際に面会交流させるのは嫌だと主張する事例も見られる。
- 母親が、離婚をしたいのだけれども、その前に自分を監護者に指定とともに、子の引渡し、それまでの間の子との面会交流を求めている調停事件で、父親の側の代理人をしたことがある。その件では、まず、家裁調査官が、児童室での親子の交流場面の観察や、家庭訪問をして家庭で子どもがどういう状況にいるのかを調査した。その上で、その結果を踏まえた意見を調停の場で父母双方に伝えることによって、父母の間に調停による解決の機運が芽生え、子どものためにどちらが親権者になった方がよいかということを踏まえて、結局、父を親権者と定めて離婚し、母親と子どもが月1回か2回の面会交流をするという合意に至った。この件のように、調停の場の話し合いだけでは、双方が納得しない、うまくいかないが、家裁調査官の関与を得てようやく合意に漕ぎ着けるということがある。
- 面会交流を円滑に行うためにはどうしたらよいかご意見をいただきたい。

DVDでも紹介があったが、実際に面会交流を行おうとすると、養育している親は、自分の養育方針と異なることを面会交流の場でされては困る等、様々な不安や葛藤を抱えていることが多いと思われる。そのあたりを乗り越えて面会交流を円滑に実施するにはどうしたらよいであろうか。

- 調停で離婚や面会交流が定められた後、面会交流がうまくいかず、面会交流の調停の申立てがされるケースが結構あるのではないかと思う。
- 調停で定められたことが守られないとき、履行勧告の申し出をすることがある。しかし、お互いに意地を張っている状態なので、勧告によって解決することは容易でなく、結局、再度面会交流を求めて調停を申し立てるケースもある。
- 調停手続で夫婦が離婚する場合に、子どもに対しては、面会交流について、どのような説明がされているのだろうか。子としては、親が争いになって離婚したことはわかるけれども、親との面会交流の方法について説明がないと、別居した親から連絡があつてもどう接してよいかわからない場合があるのではないか。私情を入れない、きちんとした立場の第三者から、そうした点について説明してもらうことができればよいと思う。
- 来年の5月までの間に施行される予定の家事事件手続法では、親権者や監護者を父親・母親のどちらにするか等の未成年者である子に関する問題については、子どもの意向をきちんと把握・考慮することになっているので、これからは今までよりもより丁寧に聞くことになる。親権者や監護者を決める際には、こうした手続を踏むことにより、子どもの意向を反映させていく仕組みになるので、ご指摘の点はこれから改善されるものと思われる。
面会交流を求める申立てがされたときに、裁判所としてどういうスタンスで手続を進めているのかご説明したい。
- （田川首席調査官） 当事者の意見の対立が深刻なケースが多いが、親が子どもを虐待をしているというような特別な理由がない限り、親子が面会交流

をすることは子どもにとって大切なことである。どうしても直接子どもと会えない場合に、子どもの成長の様子を知るために、別居している親が、子どもの運動会の写真を送ってほしいとか、子どもの身長を知らせてほしいと言ってくる事例もある。家庭裁判所としては、面会交流をすることが子どもにマイナスにならない限りは、何らかの形で親子が交流を行うことを提案している。

■ 離婚・別居という局面にあっても、子どもが両親との関係ができるかぎり維持しながら成長していくようにしようという姿勢で調停・審判に臨んでいるところである。

○ 子どもが面会交流を求めている親と会いたくないと言ったらどうするのか。

□（田川首席調査官） 子どもが会いたくないと言った場合、本当に会いたくない事情があるのかもしれないし、同居している親に気を遣って、本当は会いたいけれども、会いたくないと言っている場合もある。いずれにせよ、子どもがそのような気持ちになっているのは望ましい状況ではない。夫、妻としては争っているとしても、父親、母親としての協力態勢を作ることと、子どもがそのような状況にあるということを両親に理解していただくことが重要である。調停の場の話し合いだけでは進展しないときは、例えば、家裁調査官の調査によって集められた情報や、児童室での親子の交流の様子をもとに話し合いを進めていくこともある。

○ 親は、子どもは自分の所有物であるから親権は渡せないと考えているところがあるのではないか。子どもは生まれたときから一個の人格であり、面会交流を積極的に勧めていくことがその子のためにもよいと思う。離婚後、別居している親との関わりがないまま大人になってしまふと、どのような影響が生ずるかわからない。親としては感情的に面会交流に踏み切れないかも知れないが、子どもにとっては父親であり、母親である。子どもの成長の

ためになるので面会交流を是非勧めてほしい。

■ 次に、もうひとつのテーマである、親による子の養育が不適切な場合の対応についてもお話を伺いたい。家庭裁判所は、冒頭のプレゼンテーションにもあったとおり、関係者の申立てを受けて、親権を喪失させたり、一時停止したり、児童福祉法28条事件の枠組みで児童虐待にかかわっている。児童虐待に対処されている児童相談所等の行政では、どのような対応をされているのかお聞かせいただきたい。

○ 児童相談所では、周囲から情報を入手した上で、一時保護所で一時保護することになる。子どもの状況を調査して、そのまま家庭に戻したのではまた虐待が繰り返されるという場合に、どのような措置を取るのがよいのか考えるとともに、親に施設入所の同意を求めることになるが、多くの親は「自分は虐待はしていない。」と言って同意しないので、一時保護期間が長期化しがちで、2か月を超えてしまう場合もある。一時保護所に入所した場合には、子どもは登校できなくなるので、教員免許を持つ職員を配置する等して学習が遅れないように配慮をしている。なるべく親に同意してもらって、施設入所か里親委託のいずれか適切な環境を選択している。同時に、親に対しては、今までやってきたことが虐待だということを理解・認識するように働きかけている。虐待の再発可能性が低くなれば、親子再統合を目指して、子どもを自宅に2泊3日程度で外泊をさせたりした上で、施設入所や里親委託の措置を解消することがある。しかし、しばらくして虐待が繰り返されて子どもが戻ってきてしまうこともある。全国の傾向と同様に、県内でも虐待の事例が増加している。社会一般に虐待が認知されてきて、虐待の通報が増えてきているのも一因ではないかと思われる。

■ 社会的な背景についてはいろいろな分析がされているようであるが、どのように感じておられるか。

○ 親の再婚相手が子どもと接した経験のない方であれば、子どもの扱いがわ

からずに連れ子に虐待するということがあるのではないか。小さい子どもが誰にSOSを出してよいのかわからないということがあると思う。子どもに対する情報提供が必要ではないか。

- 地域社会が子どもを支援するというか、サポートできるような仕組みができればよいと思うが、いかがであろうか。
- 虐待は、暴行や傷害といった刑事事件となり得る。病院に連れて行けば、医師が診て、これはおかしいということでわかるけれども、そうでなければ、周辺の人でも、子どもが死亡してしまうような場合でも、かなりの段階まで行かないとわからないことがある。その手前の段階で気付いている人もいると思われるが、告発までしてもらえるかというと、起訴され、親が実刑で刑務所に入ってしまうことも考えられるので、なかなか難しい問題である。
- 家庭裁判所の関わり方としては、関係者の申立てを受けて判断していく立場なので、きわめて受け身的である。この種の事件は子どもの関係で深刻な事件であるので、申立てがされれば、できるだけ早く家裁調査官が調査をし、親を裁判所に呼んで言い分を聴き、速やかに判断するように取り組んでいる。